

京都市関連認定制度資金

本市が取り組む政策のもと、新たな技術・製品・サービスの開発等による新事業分野への進出や経営革新、事業の持続的発展や社会課題の解決等に取り組むなど、企業価値の創出・維持・向上を目指す中小企業者に対して、必要な資金を長期・低利で融資する政策支援融資（京都市関連認定制度資金）を実施しています。

《利用できる方》

市内に所在する中小企業者等で、京都信用保証協会の保証対象となり、次のいずれかに該当する方

- ① (公財) 京都高度技術研究所が実施する京都市ベンチャー企業目利き委員会からAランクの認定を受けた方
- ② (公財) 京都高度技術研究所が実施するオスカーワークス認定を受けた方
- ③ (地独) 京都市産業技術研究所が実施する「知恵創出“目の輝き”」企業の認定を受けた方
- ④ 京都市が実施する「これから1000年を紡ぐ企業認定」の認定を受けた方
- ⑤ 京都市伝統産業設備改修等補助金に係る京都市長の交付決定を受けた方
- ⑥ 京都市等が業務連携している「京都市スタートアップ支援ファンド」の投資先の決定を受けた方

《融資条件》

資 金 使 途	運転資金又は設備資金 (※裏面参照)
融 資 金 額	2億円以内（うち運転資金8,000万円以内） ただし、保証協会の保証利用可能額の範囲内とする。
融 資 利 率	年利1.2%（固定）
融 資 期 間	10年以内（必要に応じ、1年以内の据置可）
返 済 方 法	元金均等月賦返済
保証人・担保	保証協会の保証付きとし、担保の取扱いについては、保証協会の定めるところによる。 連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合）は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない。
相談・受付場所	京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行 池田泉州銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合 京滋信用組合、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、商工組合中央金庫

- ※ 別途保証料が必要です。保証料は、利用される方の経営状況によって0.45%～1.65%（年率）の範囲で9段階に分かれています。
- ※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

提出書類及び資金使途

	対象者	提出書類	資金使途
①	A S T E Mが実施する目利き委員会のAランク認定を受けたもの	目利き委員会Aランク認定書の写し及び事業計画書	◆認定を受けた事業
②	A S T E Mが実施するオスカー認定を受けたもの	オスカー認定書の写し及び事業計画書	◆認定事業において蓄積・開発された技術、システム等に基づくものと認められる事業
③	産技研が実施する「知恵創出“目の輝き”企業の認定を受けたもの	知恵創出“目の輝き”企業の認定証（書）の写し	
④	京都市が実施する「これからのお1000年を紡ぐ企業認定」の認定を受けたもの	これからのお1000年を紡ぐ企業認定の認定書の写し及び事業計画書（又は事業計画書に類するもの）	
⑤	京都市伝統産業設備改修等補助金に係る京都市長の交付決定を受けたもの	京都市伝統産業設備改修等補助金に係る交付申請書(受付機関及び保証協会が必要と認めた添付書類含む。)の写し及び交付決定通知書の写し	◆事業に係る運転資金・設備資金
⑥	京都市等が業務連携している「京都市スタートアップ支援ファンデ」の投資先の決定を受けたもの	京都市スタートアップ支援ファンデの投資先の決定を受けたことがわかる通知書の写し	